

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-条例3
処分の種類	屋外広告業者の登録の取消し及び抹消			
根拠法令条例等・条項	屋外広告物条例第20条の6及び22条の2			
処分の概要	<p>・屋外広告業者が屋外広告物条例第22条の2各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>・登録がその効力を失ったとき又は登録を取り消したときは、当該屋外広告物業者の登録を抹消しなければならない。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定により言い尽くされているため) 【参考】屋外広告物条例第20条の6及び22条の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(登録の抹消) 第20条の6 知事は、登録がその効力を失ったとき又は第22条の2の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(登録の取消し等) 第22条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第20条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 第20条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> </div>			
基準の制定根拠	—			